

令和6年度 台東区ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

1 目的

台東区（以下「区」という。）に対してふるさと納税制度により本区へ寄附を行った区外在住者に対して、感謝の意を表するとともに、区の魅力発信、産業支援及び地域経済の活性化を図るため、寄附者へ商品やサービスを台東区ふるさと納税の返礼品として提供する事業者を募集する。

2 「台東区ふるさと納税」のコンセプト

江戸のこころと文化が息づく「江戸たいとう」の魅力発信。

3 返礼品協力事業者の要件

返礼品の提供に協力する事業者（以下、「返礼品協力事業者」という。）は以下の要件を全て満たすこと。

- ・各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- ・原則として、本社、支店、事業所、工場又は店舗等が区内にある法人及び団体であること。
- ・税の滞納がないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業ではないこと。
- ・破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始又は特別清算開始の申し立てをしていないこと。
- ・台東区暴力団排除条例（平成23年12月19日条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- ・原則として、インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、区が運営支援業務を委託している事業者（以下、「中間事業者」という。）が提供するシステム（以下、「システム」という。）を利用した受注管理が可能であること。（利用方法のマニュアルは、中間事業者と契約後、別途、提供する。）
- ・システムを使用するパソコンは、最新のソフトウェアにバージョンアップを行い、セキュリティソフトを入れるなどのセキュリティ対策を講ずること。
- ・返礼品の提供に関する問い合わせ、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む）等への対応、品質の保証、クレーム対応、損害賠償が生じた

場合に適切な対応が可能であり、また、その対応等について中間事業者へ速やかに報告ができること。

4 中間事業者との契約について

区では、効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理、寄附者からの問い合わせ対応に万全を期すため、ふるさと納税業務の一部を業務委託している。

返礼品が採用となった場合には、区が指定する下記の間接事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わすこと。

中間事業者：シフトプラス株式会社

住所：宮崎県都城市宮丸町3070-1

代表名：代表取締役 中尾 裕也

5 返礼品について

(1) 返礼品の採用要件

返礼品は、原則として次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- ①「台東区ふるさと納税」のコンセプトを踏まえ、台東区の魅力発信等に寄与するものであること。
- ②地方税法平成31年4月1日付総務省告示第179号の第5条の総務大臣が定める基準に該当すること。詳細別紙「【参考】「総務大臣による指定基準」(地方税法等関係条文抜粋)」参照。
- ③平成29年4月1日付け総務省第28号総務大臣通知「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないこと。
 - ・金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー、各種ポイント、マイル、通信料等)
 - ・資産性の高いもの(電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品楽器、自転車等)
- ④食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
- ⑤品質及び数量の面においては、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱うものとする。
- ⑥飲食物の場合は、寄附者に到着後一定期間の消費期限又は賞味期限を有しているものであること。

- ⑦宿泊及び役務の提供については台東区内で提供されるもの、又は役務のほとんどが台東区内で提供されるものに限る。
また、利用にあたっての予約方法が確立しており、寄附者との調整が行える体制が整っているとともに、利用券等の発送完了後、一定期間利用可能なものであること。(ただし、日時指定のものはこの限りでない。)
なお、利用券等のチケットを発券する場合は、転売対策の措置を講ずること。
- ⑧イベント等への参加権利については、当該イベント中止時の寄附の取扱い等についてあらかじめ区と協議するとともに、一定数の在庫を用意すること。
- ⑨医療行為及びそれに類する役務の提供、エステ及びそれに類する役務の提供及びマッサージ及びそれに類する役務の提供に該当しないこと。
- ⑩返礼品に寄附申込期日を設定する場合は、ポータルサイトの掲載期間が十分に確保されること。(期間限定の返礼品やイベント等への参加権利の返礼品等)

(2) 返礼品の提供価格及び寄附金額

返礼品の提供価格には、原則として、商品代金、サービス料、諸税、送料、梱包費用及びその他事務経費を含むものとする。

寄附金額は、総務省の基準に基づき、返礼品の提供価格に3分の10をかけた額(千円未満切り上げ)を原則とし、区が定める。

(3) 返礼品品目数の調整等

1事業者あたりの応募品目数は、登録返礼品総数、返礼品協力事業者の登録数及び返礼品の提案内容(食事券の額面違い等)を踏まえて制限を行う場合がある。

なお、複数の関係事業者をとりまとめて提案を行う場合も同様とする。

(4) 返礼品の発送について

- ①寄附金の入金後、指定された返礼品を原則として1か月以内に寄附者が指定する送付先に送付すること。ただし、寄附者が受け取り日を指定した場合及び返礼品が季節限定品である場合等、特別な事情を除く。
- ②原則、配送状況を確認できる配送サービスを利用すること。
- ③台東区 PR のためのリーフレット等の同梱依頼が区よりあった際には、送料に変更がない範囲でできる限り協力すること。

④返礼品の発送時に限り、送料に影響しない範囲において、自社のチラシ等を同梱することが出来るものとする。

(5) 費用負担について

①返礼品の提供価格は、区が負担する。

事業者からの発送月毎の請求に基づき、原則として発送月の翌月末までに事業者が指定する口座に中間事業者から振り込むものとする。

②返礼品の回収及び再発送、代替品等による補償及び交換等に要する経費(返礼品・送料等)については、返礼品協力事業者の負担とする。

なお、寄附者の過失により返礼品の再発送が必要となった場合、速やかに中間事業者に報告し、事業者の責めに帰さないと区が認める場合、1回に限り送料を区が負担する。

③配送業者の配送事故等については、配送事業者との取り決めにより対応すること。

④天災等の不可抗力事由により、返礼品を提供することが出来ない場合には、区と協議の上で対応すること。

費用負担（リスク分担表）

過失	リスク内容	費用	区	事業者
事業者	返礼品の誤発送、 返礼品の品質問題 等による返礼品の 回収・再発送	返礼品	×	○
		送料等	×	○
寄附者	特別な事情による 返礼品の回収・再 発送	返礼品	×	○
		送料等	○ (1回のみ)	○
配送業者	配送事故、不達等	返礼品	×	配送業者と の取り決め による
		送料等	×	
いずれも 該当なし	天災等の不可抗力 事由によるもの	返礼品	協議事項	
		送料等		

(6) その他

①区及び中間事業者の求めに応じて、事業者や返礼品に関する情報（製造場所の所在地、製造加工内容の詳細等）を提供すること。

- ②返礼品協力事業者は、台東区ふるさと納税の返礼品に選ばれていることを店頭や自社ホームページ等でPRすることができる。
- ③区から提供するPRバナー等のリンク先は、区の指示に従うものとする。

6 台東区ふるさと納税返礼品掲載のポータルサイトについて

返礼品として決定した場合は、当該返礼品の画像、紹介文、事業者名等を区が契約をする「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「ふるなび」及び「ANAのふるさと納税」に掲載する。

また、今後、他のふるさと納税ポータルサイトを追加した場合も同様とする。掲載にあたっては、以下内容を了承すること。

- ・在庫状況により、一部ポータルサイトのみの掲載となる場合がある。
- ・各ポータルサイトが定める基準により、掲載までに一定期間を要する場合や、掲載ができない場合がある。
- ・公開前に各ポータルサイトに掲載する内容を全て確認すること。

返礼品協力事業者は、中間事業者よりポータルサイト掲載のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合に速やかに提出すること。返礼品協力事業者以外の第三者が著作権を持つ画像等を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けること。

なお、掲載サイトを限定する場合は、中間事業者に事前に連絡の上、調整すること。

ポータルサイト掲載内容に変更が生じた場合は、速やかに中間事業者に連絡を行うこと。

7 応募方法

(1) 受付期間

第1回 令和6年4月15日（月）～5月31日（金）

⇒令和6年8月30日までに掲載開始（予定）

第2回 令和6年7月1日（月）～8月30日（金）

⇒令和7年1月14日までに掲載開始（予定）

第3回 令和6年10月1日（火）～11月1日（金）

⇒令和7年3月3日までに掲載開始（予定）

(2) 提出書類

- ①【様式 1-1】返礼品協力事業者登録申請書兼誓約書 (Excel)
 - ・「Excel データ」及び「代表者印を押印した PDF データ (白黒不可)」を提出すること。
- ②【様式 1-2】返礼品提案書 (Excel)
 - ・返礼品毎に 1 シート作成すること。
 - ・「食品・飲料」カテゴリーの商品は、【様式 1-2 別添】を作成し、食品表示基準 (平成 27 年内閣府令第 10 号) の規定に基づく「特定原材料」や「特定原材料に準ずるもの」等を記載すること。
- ③事業者概要、パンフレット等、事業者の活動内容が分かる資料
 - ・事業者概要について、ホームページ等で確認ができる場合については、そのアドレスを提出時の電子メール本文に記載することで、提出を省略することができる。

(3) 提出方法

原則、電子メールによる提出とする。

提出先：台東区ふるさと納税サポート室

E-mail：support@taito.furusato-lg.jp

件名：「【事業者名】返礼品協力事業者申請書提出」

※件名の先頭に、事業者名を入れること。

8 結果の通知について

区が応募内容等から総合的に判断して、返礼品協力事業者及び返礼品等を決定し、その結果を通知する。

9 登録内容の変更及び廃止、返礼品の追加について

返礼品協力事業者の登録内容の変更 (廃業含む)、返礼品の変更・取消等をする場合は、「【様式 2】事業者登録内容変更 (廃止) 届」又は「【様式 3】返礼品登録内容変更 (廃止) 届」に必要事項を記入して、速やかに以下提出先に提出すること。

提出書類の確認や返礼品ページ等の変更には一定期間を要するため、原則として、事実が発生する 1 か月前までに提出すること。提出の遅れにより不利益が生じた場合、区は責任を負わない。

また、返礼品を新たに登録する場合は、「7 (1) 受付期間」の期間中のみ提出することができ、「【様式 1-2】返礼品提案書」に必要事項を記入して提出すること。

提出先：台東区ふるさと納税サポート室

E-mail：support@taito.furusato-lg.jp

件名：「【事業者名】〇〇〇〇提出」

※件名の先頭に、事業者名を入れること。

10 登録の有効期限及び更新

返礼品登録事業者として登録される期限（以下「有効期限」という。）は、認定を受けた年度の年度末までとする。有効期限以降も引き続き登録を希望する場合は、区からの通知に基づき、指定する期日までに「【様式4】登録継続申請書」を提出すること。

なお、指定する期日までに申請がない場合については、有効期限後に完全失効し、返礼品協力事業者及び返礼品の登録を廃止するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の関係法令等を遵守すること。
- (2) 返礼品協力事業者は、台東区ふるさと納税返礼品提供に係る業務を処理するために区から提供される寄附者に係る個人情報（個人情報が記載された資料を含む。）を、返礼品の送付目的以外に利用してはならず、第三者に漏えいしてはならない。

また、台東区ふるさと納税返礼品提供に係る業務で知り得た個人情報については、返礼品協力事業者として登録されている期間のみならず登録期間終了後においても同様とする。
- (3) 返礼品協力事業者及び返礼品登録後、以下の事由に該当する場合は、登録を廃止、または、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載を停止することがある。
 - ① 返礼品協力事業者の要件や返礼品の基準等を満たしていないことが判明した場合
 - ② 返礼品としての取り扱いに支障がある事由が生じた場合
 - ③ 区のイメージ等を損なう事態を生じさせた場合
- (4) 返礼品の品質等に関する苦情や補償に関しては、事業者が真摯に対応して解決に努めること。また、内容については中間事業者を通じて速やかに区に報告すること。
- (5) 返礼品協力事業者として登録したことにより、返礼品協力事業者が被った損害又は第三者に与えた損害に対して、区は一切の責任を負わない。

- (6) 返礼品協力事業者は、台東区ふるさと納税返礼品提供に係る業務において、区又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。損害を受けた第三者の求めに応じ、区が損害を賠償したときは、区は返礼品協力事業者に対して求償権を有するものとする。
- (7) 返礼品協力事業者から提供を受けた返礼品の写真、紹介文等について、区は、台東区ふるさと納税に関する広報活動を行う中で、雑誌や新聞、テレビ等に情報や画像を提供できるものとする。
- (8) 本要項に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、区と協議のうえ解決するものとする。

12 担当・問い合わせ先

「返礼品・返礼品協力事業者について」

台東区ふるさと納税サポート室（シフトプラス株式会社（中間事業者））

電話：050-5358-4175

E-mail：support@taito.furusato-lg.jp

「台東区ふるさと納税全般について」

台東区文化産業観光部産業振興課

電話：03-5246-1143